

令和2年度事業計画

水産資源の維持・増大や生育環境の保全等を通じた豊かな海づくり推進事業（公1）

1 豊かな海づくり推進事業

（1）全国豊かな海づくり大会推進事業

ア. 全国豊かな海づくり大会の推進

毎年、皇室行事として行われる「全国豊かな海づくり大会」が円滑に開催されるよう、豊かな海づくり大会推進委員会とともに開催県の要請に応え指導・助言を行う。また、同大会の放流関係行事に対して指導・推進する。

令和2年度は、9月に宮城県で開催される第40回全国豊かな海づくり大会に関し、豊かな海づくり大会推進委員会と連携してパンフレット等による大会趣旨の普及・啓発を行うほか、大会放流行事等をサポートする。また、次年度に開催予定の兵庫県大会の準備にかかる指導・助言を行う。

イ. 「功績団体表彰」の推進

第40回全国豊かな海づくり大会の「功績団体表彰」（栽培漁業部門・資源管理部門・漁場環境保全部門の3部門）の公募・審査・表彰にかかる業務を行う。

（2）豊かな海づくり活動推進事業

ア. 地域での豊かな海づくり大会推進事業

豊かな海づくりの推進運動が地域に根付いた活動として各地で実施される地方版豊かな海づくり大会等の開催について、令和2年度は都道府県から推薦のあった計16カ所での大会等（別紙1上表）に助成する。

イ. 地域での豊かな海づくり活動推進事業

豊かな海づくりに関して、地域での種苗放流活動や藻場や干潟の保全等の環境・生態系の保全活動の推進を図るため、相談対応や指導・助言を行うとともに、栽培漁業をわかりやすく図解したリーフレット等を活用し、全国の栽培漁業関係機関と連携し、豊かな海づくり活動の普及・啓発を図る。

（3）豊かな海づくり推進広報事業

豊かな海づくりに関し、広く国民の理解と協力が得られ、都市と漁村の交流が図ら

れるよう広報事業を実施する。

令和2年度は、①「豊かな海づくり」への国民的な理解醸成を図る取り組みの推進、②全国豊かな海づくり大会の報告、各地の栽培漁業の推進に係る情報、海域栽培漁業推進協議会（以下、「海域協議会」という。）の活動紹介や各地の豊かな海づくり推進活動などを掲載した機関誌「豊かな海」の編集・刊行（年3回・毎号3,500部）、③全国豊かな海づくり大会を推進するためのパンフレットや、海域協議会の活動紹介など豊かな海づくりの推進に資するリーフレットの作成・配布、④ホームページへの機関誌「豊かな海」PDF版、栽培漁業・海面養殖用種苗の生産・入手・放流実績調査結果の概要、全国豊かな海づくり大会概要、栽培漁業や環境保全活動情報等の公開、⑤豊かな海づくりに関する写真を掲載した次年版「豊かな海づくりカレンダー」の作成・配付等を行う。

2 広域に連携・共同した種苗生産、放流体制をめざす栽培漁業広域連携推進事業

（1）種苗放流による資源造成推進事業

水産資源の維持・増大を図るため、広域連携組織である海域協議会の活動を支え、関係県の連携のもとで適地での積極的な種苗放流や、小型魚の混獲防止・再放流などの資源管理の推進等により放流種苗の生残率の向上を図り、計画的に資源を造成する取組を推進する。

令和2年度は、国の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」（以下、「第7次栽培漁業基本方針」という。）の推進に向け、海域協議会による広域種の「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」（以下、「広域プラン」という。）の推進や、都道府県栽培漁業協会等の連携体制の強化等に積極的に取り組む。

全国6海域の海域協議会の連携のもと、「種苗放流による広域種の資源造成効果・負担の公平化検証事業（水産庁補助事業）」を活用して種苗放流による資源造成推進事業を実施し、トラフグなど回復が急務とされている資源について、「広域プラン」の下で資源管理と連携した集中放流や適地放流による資源造成効果の検証等に取り組む。太平洋北海域ではマツカワ、ヒラメを、太平洋南海域ではトラフグ、ヒラメを、日本海北部及び中西部海域ではヒラメを、瀬戸内海及び九州海域ではトラフグを対象魚種として事業を推進する。

また、トラフグ資源の回復へ広域的な資源管理の取組を促進するため、令和2年度

資源管理指針・計画体制高度化事業（トラフグ）に取り組み、トラフグ資源管理検討会議の推進を図る。

さらに、東日本大震災の被災県の種苗生産・放流体制の整備を支援するため、継続中の国の「被災海域における種苗放流支援事業（復興庁補助事業）」によって放流種苗の確保対策に取り組む関係県を支援する。

（２）共同種苗生産・放流体制構築事業

各都道府県において種苗生産施設の老朽化や技術者の高齢化が進み、地方財政の逼迫等から、都道府県単独で栽培漁業を推進することが益々困難となっている。このため、関係都道府県の連携・共同・分業等を進めることで、種苗生産コストの低減並びに効率的な放流体制の構築に取り組む。

令和２年度は、海域協議会の「広域プラン」に基づき、種苗生産にかかる親魚養成の拠点化等、相互協力体制の構築に取り組む。

また、瀬戸内海海域協議会のサワラ共同種苗生産・放流事業は、令和２年度は技術継承・マニュアル作成を目的として、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「水産機構」という）との協力協定の下で、関係１１府県が連携・協力して、概ね前年度と同規模の種苗生産等を行いながら取り組む。

さらに当協会を事務局とする「海域栽培漁業推進協議会全国連絡会議」のもとで、技術及び情報交換、人材の交流等を推進し、６海域の海域協議会とともに、国、水産機構と連携し、効果的・効率的な栽培漁業の推進体制の構築に努める。また、当協会の会員拡充等の組織強化に取り組む。

（３）種苗生産情報等の提供事業

種苗生産を実施している全国の栽培漁業センター（種苗生産機関等）及び水産機構の各研究所等から年間を通じて、定期的に種苗生産情報、親エビの確保・飼育情報を調査し、種苗生産状況等を分析し、全国の種苗生産情報等として取りまとめ提供することにより、都道府県における種苗生産の効率化等の推進に寄与する。

令和２年度は、全国種苗生産情報として、関係都道府県の栽培漁業センター・水産試験場・栽培関係法人及び水産機構から情報を取りまとめ、集約した情報を計１３８の関係機関に発信する。また、水産庁の「水産資源調査・評価推進委託事業」を受け都道府県等が実施した令和元年度の種苗生産・中間育成・放流等に関する実績データの収集及び集計を行うとともに、「我が国周辺水域の重要魚種の資源評価」の対象魚種であるマダイ、ヒラ

メ、トラフグの一部系群について、混入率、回収率等の基礎データを収集する。これにより、都道府県の不足種苗への対応や、海域における栽培漁業の推進策の検討に資するとともに、全国的な種苗生産・放流情報のホームページへの開示等により、栽培漁業への理解を得る。

3 栽培漁業技術開発と普及促進及び生息環境の保全推進事業

(1) 栽培漁業技術定着推進事業

栽培漁業技術の研究・開発の状況に対応して、専門的な立場から都道府県等からの要請に応じて指導・助言や、総合的な都道府県間の調整を行い、円滑な栽培漁業技術の開発・普及と研究成果の現場への定着化の促進を図る。

令和2年度は、全国アワビ種苗生産担当者会議、東日本甲殻類種苗生産担当者会議等の開催を支援するとともに、ブロックでの種苗生産機関連絡会議等に参画し連携に努めるほか、水産機構の各海区水研等が主催する海域別・魚種別検討会に参加し技術交流を深める。

また、消費者ニーズが高く、漁業者から種苗生産に対する要望が強いアカムツなど新たな魚種の大量種苗生産・放流技術開発を促進し資源造成を図る「さけ・ます等栽培対象資源対策事業（水産庁委託事業）」を、水産機構を代表機関として富山県等とともに受託して実施する。

(2) 栽培漁業技術研修等事業

栽培漁業技術など豊かな海づくりに関する知見の理解を深め、きめ細かくこれらを普及・定着させるため、現場に近い現地で研修会（別紙1下表）を開催する。

また、都道府県からの技術情報の問合せに対応し、情報提供・指導を実施する。

令和2年度は、第7次栽培漁業基本方針の一層の推進に向けて「海域栽培漁業推進協議会全国連絡会議」を開催するとともに、種苗生産機関の人材の確保・育成を図るため「種苗生産機関職員技術研修会」や、若手技術者を対象とした「栽培漁業若手研修会」を企画・開催する。

(3) 豊かな海づくり実践活動推進事業

水産資源の生育環境の保全・改善、栽培漁業を始めとする水産動植物の増殖及び養殖の推進、適切な保存管理、都市と漁村の交流等の豊かな海づくりに関する実践的な活動を支援する。

令和2年度は、水産資源の増大や生息環境の保全につながる活動など、豊かな海づくりの実践的な取組の拡大と増進を図るため、都道府県から推薦のあった19件の実践活動について助成を行う。また、この取組の結果について報告書を作成し、関係機関に配付して事業の一層の推進に資する。

そのほか、さけ・ます増殖推進にかかる協力を行う。

(4) 生息環境調査・漁場整備推進事業

水産生物の産卵・育成の場となる藻場・干潟の減少等により、稚魚の育つ生育環境の悪化が進行しており、水産生物の生活史に対応した、良好な生息環境の整備が必要となっているなか、広域的な水産環境整備が展開されている。このため、漁場環境を改善し生産力の向上につながる漁場機能強化技術と、漁業者等による藻場・干潟等の保全活動との連携に努める。

また、水産生物は成長段階や季節により沿岸から沖合に至る多様な場所の特性に対応して生息しているため、成長段階による好適な生息環境等の調査や藻場保全研修会等を行い、水産環境整備の推進や人工構造物の生息場としての活用等に資する。

令和2年度は、水産多面的機能発揮対策に取り組む活動組織をサポートし効果的な活動を促進するため、JF全漁連等と連携して国の委託事業により水産多面的機能発揮対策支援に係る技術講習会を開催する。

(5) 豊かな海づくりを担う人材バンク事業

栽培漁業を中心とした豊かな海づくりに関する専門的技術について知識・経験を有する人材を確保し、各種委員会・検討会・研修会、調査等の各種事業の効率的かつ円滑な運営に寄与するため、令和2年度も引き続き人材バンクを構築するとともに、分野別に確保した登録者を各種検討会の委員、助言者、栽培漁業関係の調査、研修会等活用することで、「豊かな海づくり」にかかる課題解決に資する。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るために必要な場合は、会議の開催方法の変更、講習会や研修会の延期、規模縮小や中止等の措置を講じるほか、「地域での豊かな海づくり大会推進事業」及び「豊かな海づくり実践活動助成事業」の対象団体がイベントや活動の縮小・中止等をする場合は、それに応じることとする。

また、本会の目的及び事業に適合する国等が公募する補助事業・委託事業等については、積極的に提案・応募し「豊かな海づくり」の推進を図ることとする。